

北海道高等学校PTA連合会会則

第1章 総 則

(名 称 及 び 事 務 所)

第 1 条 この会は、北海道高等学校PTA連合会・略称「道高P連」（以下「本会」という。）と称し、事務所を札幌市中央区北5条西6丁目1番第二北海道通信ビルに置く。

(目 的)

第 2 条 本会は、北海道の高等学校PTA活動を通じて、社会教育・家庭教育の充実及び学校教育との連携に努め、北海道の次世代を担う青少年の健全育成と生涯学習社会の形成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高等学校PTA活動の資質向上と会員の意識向上のための研究会・研修会等の開催に関すること。
- (2) 高等学校PTA活動にかかる調査研究に関すること。
- (3) 青少年の健全育成及び生涯学習にかかる連携及び支援に関すること。
- (4) 高等学校教育にかかる連携及び支援に関すること。
- (5) 教育関係団体及び社会教育関係団体との連携及び支援に関すること。
- (6) 青少年の国際教育等に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業及び前各号に付帯する事業に関すること。

第2章 会 員

(会 員)

第 4 条 本会の会員は、第6章に定める支部を組織している会員を会員とする。

第 5 条 本会の会員は、第6章に定める支部会員の資格を喪失した場合は、同時に本会の会員資格も喪失するものとする。

(会 費)

第 6 条 本会の会費は、全日制課程生徒1名年額200円、定時制課程生徒1名年額100円とする。

第3章 役員及び事務局

(役 員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-----|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 4 名 |
| (3) 監 事 | 3 名 |
| (4) 理 事 | 若干名 |

2 本会に、会長代行を置くことができる。

(役 員 の 選 出)

第 8 条 会長・副会長及び監事は、理事会の推薦を受け総会で選出する。ただし、会長・会長代行以外の役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充することができる。

第 9 条 理事は、第 25 条に定める支部長の他その数等については、別に定める。この場合、支部長が本会の理事以外の役員に選出された支部にあっては、必要に応じて支部長以外の支部会員から選出することができる。

(役員 の 職務)

第 10 条 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 会長代行は、会長の職務を代行する。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順位に従って、その職務を代行する。
- (4) 監事は会計を監査し、総会及び理事会に報告する。
- (5) 理事は、事業の推進について審議する。

(役員 の 任期)

第 11 条 役員の任期は 1 年とし、再任をさまたげない。

- 2 欠員補充による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 12 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長が推薦し、理事会の承認を得て委嘱しなければならない。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じるものとする。
- 4 顧問は、必要に応じて総会、理事会に出席することができる。
- 5 顧問の任期は 1 年とし、再任はさまたげない。

(事務局)

第 13 条 本会の権限に属する事務を処理するために、第 1 条に規定する事務所に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長・事務局次長及び必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が推薦をし、理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局次長及び必要な職員は、会長が任免し、理事会に報告する。

第 14 条 本会の事務処理及び各支部連絡調整のために、必要に応じ第 25 条第 2 項に定める事務局長により、支部事務局長会議を行うものとする。

- 2 前項に規定する支部事務局長会議は、会長がこれを招集する。

第 4 章 機 関

(議 決 機 関)

第 15 条 本会に、次の議決機関を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会

- 2 総会及び理事会は、総会については構成する構成員の、理事会についてはそれを構成する理事の 3 分の 2 以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。この場合において議長は議決に加わる権利を有しないが、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 3 総会は構成する構成員が、理事会についてはそれを構成する理事が、やむを得ない事由により出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、その権限を委任する適法な委任状をもって代理人とすることができ、この場合前項に定める出席者とみなす。
- 4 総会を構成する構成員とは、第24条で定める支部会員が選出した会員（以下「代議員」という）とし、代議員の数は別に定める。

(総 会)

第16条 総会は毎年1回開催し、会長が招集する。

- 2 会長又は理事会が必要と認めたときは、臨時に総会を招集することができる
- 3 総会は、本会の最高議決機関として、次の事項を審議議決する。
 - (1) 事業報告及び決算に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) 会長・会長代行・副会長・監事の選出に関する事項
 - (5) その他、重要事項に関する事項
- 4 総会を開くことが困難な場合は、理事会をもってこれに代えることができる。この場合、議決事項を速やかに会員に周知するとともに、次期総会においてその経過を報告しなければならない。
- 5 総会の議長は、出席代議員の中から選出する。

第17条 総会においては議事録を作成するものとする。

- 2 議事録は必要に応じ議事録署名人を定め、署名押印の上保管しなければならない。
- 3 議事録署名人は、議長及び出席者の代表2名を選出する。

(理 事 会)

第18条 理事会は総会につぐ議決機関として会長が招集し、理事、会長、会長代行、副会長、監事で構成し、次の事項について審議議決する。

- (1) 総会に関する事項
 - (2) 事業推進に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 理事会の議長は、出席理事の中から選出する。

第19条 理事会は定例及び臨時に開催するものとする。

- 2 定例理事会は年3回とし、総会開催後及び次期総会までの中間、さらに次期総会前とし、臨時理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催するものとする。

第20条 理事会の議事録は必要に応じて作成するものとする。

- 2 議事録を作成する場合は、議事録署名人を議長及び出席理事の中から2名選出し、署名押印の上保管しなければならない。

(常任理事会)

第21条 本会に執行機関として常任理事会を置き、次の事項を処理する。

- (1) 会務の運営に関する事項
 - (2) 総会及び理事会から付託された事項
- 2 常任理事会は、会長、会長代行、副会長、第22条第2項で規定する各委員会委員長及び事務

局で構成し、必要に応じて会長が随時招集する。

第5章 委員会

(委員会)

第22条 本会に、事業の推進に必要な企画・運営、調査研究、情報の収集・伝達等を行うために、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 健全育成委員会

2 各委員会は、第7条に規定する理事で構成し、各委員長は会長が指名をし、これを理事会に報告しなければならない。

(特別委員会の設置)

第23条 本会の事業推進にあたり、必要に応じ特別委員会を設けることができる。

2 前項に規定する委員会を設置する場合は、理事会の承認を得なければならない。

3 委員及び委員長の指名等については、前条第2項の規定によるものし、会長が必要と認めるときは、学識経験者等を委員とすることができる。

第6章 支部組織

(組織)

第24条 本会の効率的な運営と活動を図るために、北海道の高等学校単位PTA会員により、次の支部を組織する。

石狩支部、道南支部、後志支部、空知支部、旭川支部、留萌支部、名寄支部、北見支部、十勝支部、釧路支部、根室支部、胆振支部、日高支部

2 前項に定める支部をもって、本会を組織する。

第25条 各支部には支部会員が選出した支部長を置き、支部を代表する。

2 各支部においては、前項に定める支部長の他、副支部長・監事・事務局長等必要な役員を置かなければならない。

3 各支部には、本会の目的等に合致した支部規約を整備しなければならない。

第7章 会計

(経費)

第26条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 当該会計年度の予算が総会で承認されるまでの間は、前年度予算に準じ理事会の承認を得た暫定予算により事業等の執行をすることができるものとする。

3 前項の暫定予算に基づく収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第8章 会 則 改 正

(会則の改正)

第28条 この会則は総会において、4分の3以上の議決を経なければ改正できないものとする。

第9章 補 則

(施行細則)

第29条 この会則の施行に関し、必要な細則を定めることができる。

2 細則は、会長が制定し理事会の承認を得なければならない。細則を改正する場合も同様とする。

(規 程)

第30条 この会則及び前条に定める細則の施行に関し、必要な規程を定めることができる。

2 規程は、会長が制定し理事会の承認を得なければならない。規程を改正する場合も同様とする。

第31条 第29条及び第30条に定める細則及び規程を制定・改正した場合には、速やかに会員に周知するとともに総会に報告しなければならない。

附 則

この会則は、昭和26年12月 6日制定・同日施行する。

昭和36年	6月14日改正	昭和37年	6月10日改正
昭和39年	7月 3日改正	昭和41年	7月 1日改正
昭和42年	6月23日改正	昭和46年	6月10日改正
昭和49年	6月13日改正	昭和51年	6月17日改正
昭和54年	6月21日改正	昭和55年	6月26日改正
昭和58年	6月22日改正	昭和59年	6月21日改正
平成 元年	6月22日改正	平成 2年	6月27日改正
平成 3年	6月26日改正	平成 4年	6月17日改正
平成 5年	8月26日改正	平成 6年	6月20日改正
平成 7年	6月21日改正	平成 8年	6月25日改正
平成15年	6月25日改正		

附 則 (平成17年 6月22日議決)

1. この会則は、平成17年 6月22日全面改正し、平成17年 6月22日から施行する。

附 則 (平成18年 6月23日議決)

1. この会則は、平成18年 6月23日一部改正し、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 6月29日議決)

1. この会則は、平成19年 6月29日一部改正し、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 (平成19年 6月29日議決)

1. この会則は、平成19年 6月29日一部改正し、合併期日から施行する。

2. 合併契約書第3条に定める継続事業等にかかる必要な定めは、合併前の北海道高等学校PTA安全互助会第4条の規定に基づき、北海道高等学校PTA安全互助会給付規程を根拠として給付

するために、同規程を「北海道高等学校PTA連合会給付規程」とする。

附 則（平成20年 6月27日議決）

1. この会則は、平成20年 6月27日一部改正し、平成20年 6月27日から施行する。

附 則（平成22年 6月11日議決）

1. この会則は、平成22年 6月11日一部改正し、平成22年 6月11日から施行する。